

# 美作市立土居小学校 いじめ防止基本方針

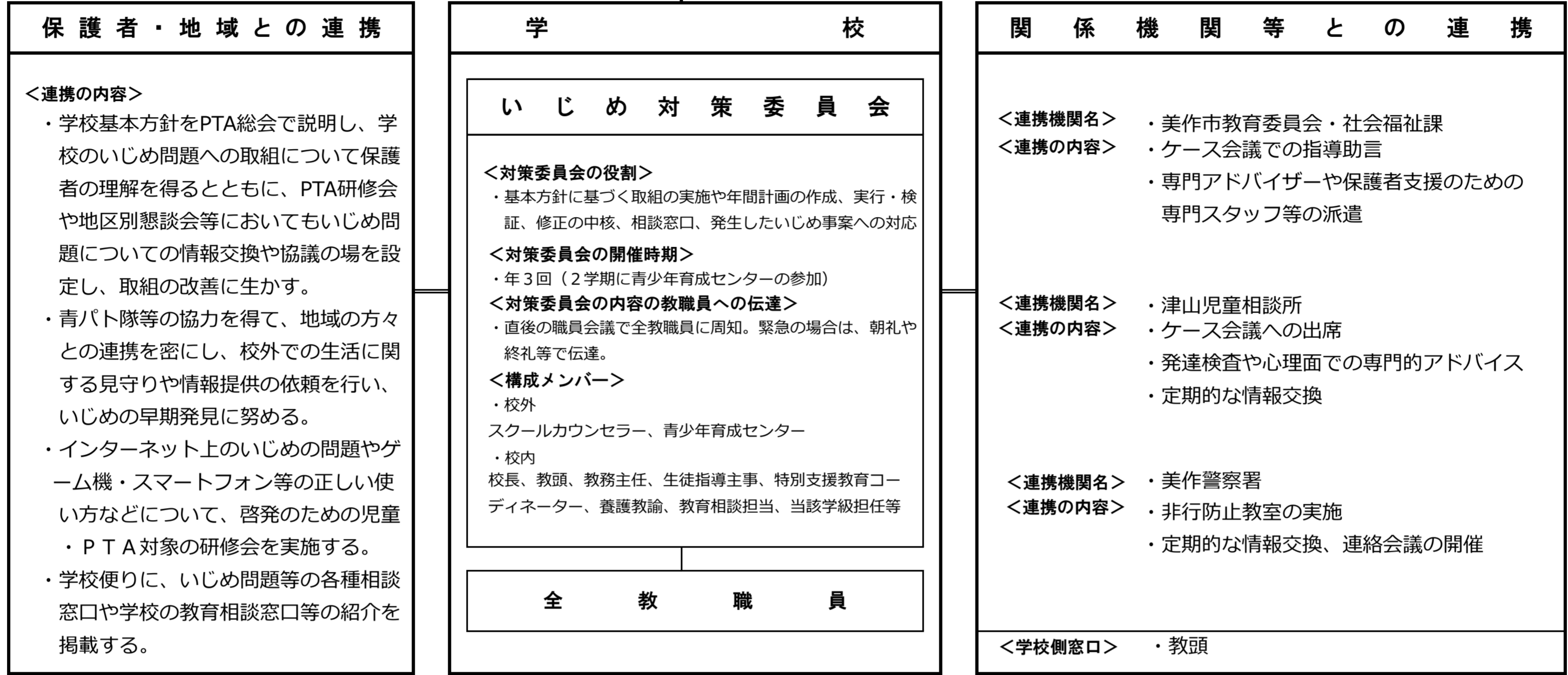
令和5年4月

## いじめに関する現状と課題

・本校は小規模校であり、異学年においてもお互いのことを理解しやすく、表面的には仲良く過ごしている。しかし、人間関係が固定化しがちでいじめの兆候が表面化し

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめはどの子にも起こりうる、どの子も加害者にも被害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、対処に全ての教職員が組織的・計画的に取り組むようにする。
- ・岡山県いじめ問題対策基本方針の改定にともない、より積極的な事情調査を行い、いじめに該当するかを判断していく。
- ・未然防止のためには互いに認め合える温かい人間関係を築き、楽しくてよくわかる授業や人とかかわることの楽しさや喜びを味わえる学校行事を実践するように努める。
- ・いじめの早期発見のためには相談体制を整え、定期的にアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有を図り、校内研修の重点化や保護者への啓発に努める。
- ・いじめを発見した際は、学校が主体となって課題解決に向けて、保護者や地域、関係機関と連携しながら組織的に対処する。
- ・子どもの人格の成長に主眼を置き、再発防止の教育活動を計画的に実践していく。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>&lt;教員研修&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県いじめ問題対策基本方針の改定についての研修を通して、いじめ対応の留意点について共通理解を図る。また、携帯電話やネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行うとともに、いじめの認知能力やその後の対応能力の向上に努め、共通理解に基づいた指導を行う。 (児童の人権意識、生命尊重の態度、自己指導能力の育成)</li> <li>・題材や資料等の内容を工夫しながら、発達段階に応じて人権意識を高め、道徳的心情・実践力を育成する。</li> </ul> <p>&lt;居場所づくり&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や学級での活動、行事等の特別活動の中で、コミュニケーション能力を育てるとともに、規律ある集団の中で誰もが活躍できる場や授業づくりを進める。また、学級内や異学年間の信頼関係づくりに向けた取組を通して、互いに認め合い、励まし合う人間関係を育み、集団の一員としての自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> <p>&lt;情報モラル教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科や総合的な学習の時間に、これからの情報社会の中で必要な知識・技術やモラルについて、発達段階に応じた指導を計画的に行う。</li> </ul>
② 早期発見	<p>&lt;実態把握&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の実態把握のためのアンケートを年2回実施し、その後に教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li> </ul> <p>&lt;相談体制の確立&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・保護者の悩みを受け止めることができるよう、日頃から児童が頑張っていることなどについて、声をかけたり連絡したりして気軽に相談できる関係づくりに努める。</li> <li>・相談週間を設定したり、スクールカウンセラー等、専門家による教育相談を実施したりして、相談しやすい環境を整える。</li> </ul> <p>&lt;情報共有&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。また、学校に関わりのある方からの情報も得ることができるよう情報提供の依頼を随時行う。(PTA、放課後児童クラブ、土居っ子を見守る会等)</li> </ul> <p>&lt;家庭への啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭におけるいじめの認知や対応について、学校だよりやスクールカウンセラーのたよりで啓発を行う。</li> </ul>
③ いじめへの対処	<p>&lt;いじめの有無の確認&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止める。また、いじめの相談や訴え、通報を受けその可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を的確に保護者に伝え、協力して対応する体制を整える。</li> </ul> <p>&lt;いじめへの組織的対応の検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。</li> <li>・美作市教育委員会や美作警察署等の関係機関への報告・相談を行い、連携を心がける。</li> </ul> <p>&lt;いじめられた児童への支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケアや安心して学習や活動ができるような環境を確保しながら、保護者と情報を共有し、きめ細かく対応できる体制をつくる。</li> </ul> <p>&lt;いじめた児童への指導&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、いじめた気持ちや状況など、その背景にも目を向けながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。また、必要に応じて専門家等の協力を得て、再発を防止するための措置を講じる。</li> <li>・正確な情報を迅速に保護者に伝え、理解と納得を促すとともに、以後の対応が連携して適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。</li> </ul> <p>&lt;他の児童への働きかけ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを見ていた児童には、止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、同調していた児童には、いじめに加担する行為であることを理解させる。</li> <li>・いじめを当事者だけの問題でなく、全体の問題として考えられるよう話し合いの機会を設け、互いに認め合い信頼できる集団づくりに努める。</li> </ul>